

年 月 日

日野市低所得世帯向けエアコン購入費助成金交付申請書

(あて先) 日野市長

次のとおり、日野市低所得世帯向けエアコン購入費助成金の交付を申請します。
申請にあたり、裏面の確認事項、誓約事項、及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

ふりがな				生年月日	年 月 日
氏名				生年月日	年 月 日
住所	〒	部屋数	部屋 (台所・浴室・トイレを除く)		
		エアコン 保有台数	台		
電話番号					
他の世帯員		氏名	ふりがな	生年月日	申請者との関係
	1			年 月 日	
	2			年 月 日	
	3			年 月 日	
	4			年 月 日	
	5			年 月 日	
①【世帯区分】 (いずれかに☑)					
1. <input type="checkbox"/> 住民税均等割が課されていない世帯 (令和7年度 <input type="checkbox"/> 令和8年度 <input type="checkbox"/> 2. <input type="checkbox"/> 住民税均等割のみ課されている世帯 (令和7年度 <input type="checkbox"/> 令和8年度 <input type="checkbox"/> 3. <input type="checkbox"/> 生活保護を受給している世帯					
②【申請理由】 (区分に応じていずれかに☑)					
①1. 又は2. の場合			①3. の場合		
<input type="checkbox"/> 自宅にエアコンがないため。 <input type="checkbox"/> 故障により冷房機能が使用できるエアコンがないため。 <input type="checkbox"/> 平成23年(2011年)以前に製造されたエアコンのみを使用しているため。 ※◆型番 <input type="text"/> ◆製造年 <input type="text"/> 年			<input type="checkbox"/> 自宅にエアコンがないため。 <input type="checkbox"/> 故障により冷房機能が使用できるエアコンがないため。		
※エアコンの底面・側面のシール等に記載があります ※型番・製造年が分かる書類、写真等を添付してください					
③ 自宅に係る契約状態 (いずれかに☑)					
<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約 <input type="checkbox"/> その他 () (注) 賃貸住宅にお住まいの方は、申請前に必ず自宅の貸主(大家、管理会社等)にエアコンの設置工事について許可をもらってください(都営住宅にお住まいの方を除く)。 (注) 市営住宅にお住まいの方は、申請前に、財産管理課へ「市営住宅模様替え・増築承認申請書」の提出が必要です。					

添付書類

- 申請者の本人確認書類(公的な写真付きの身分証明書(個人番号カード、運転免許証、旅券等)を1種類又はその他の身分証明書を2種類)の写し。ただし、個人番号カードの写しについては、表面の写しに限るものとし、個人番号記載面を複写してはならない。
- 令和7年度又は令和8年度の市町村民税の非課税証明書及び課税証明書(申請日時点において発行後3か月以内のものに限る。)又は生活保護を受給していることを証する書類
- エアコンの型番及び製造年が確認できる書類、写真等(平成23年(2011年)以前に製造されたエアコンのみを使用している世帯に限る。)

※2について、公簿等によって確認することができる場合は省略できます。

(裏面に続きます)

1 確認事項

- 助成対象費用の上限額は、120,000円であり、上限額を超えた部分については自己負担となること。
(注)生活保護を受給している世帯の上限額は、本体78,000円、配送費、設置費、撤去費及びリサイクル費を合計して42,000円
- 交付決定を受けた後に店舗又は事業所から購入し、及び設置したエアコンが助成対象となること。
- 交付決定を受けた後のエアコンの購入及び設置工事の依頼は、申請者が行うこと。

2 誓約事項

- エアコンの設置場所は、申請者の住宅であること。
- 自宅に現にエアコンを設置しているが、故障等で冷房機能を使用できない又は平成23年(2011年)以前に製造されたエアコンのみを使用していることを理由に助成金を申請する場合は、当該エアコンの所有権が助成対象世帯に属している者にあること。
- 設置場所が賃貸物件の場合は、助成金の申請前に当該物件の貸主へ助成について説明し、エアコンの設置について承諾を得ていること。
- 助成金で購入し、及び設置したエアコンについて、申請者は最善の注意をもって使用し、維持管理に努めること。
- 助成金で購入し、及び設置したエアコンを事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- 住民税所得割が課税されている者と同居していないこと。
- 世帯員のいずれもが暴力団員ではないこと。

3 同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、交付決定が取り消されること。
 - 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
 - 助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。
 - 助成金の交付を辞退したとき。
 - 助成対象機器の要件を備えていなかったことが明らかになった時。
- 2 交付決定を取り消された場合において、既に市から助成金を交付しているときは、返還を命ずることがあること。
- 3 日野市(委託業者を含む。)が助成対象世帯の自宅について、必要に応じて訪問調査を実施すること。
- 4 日野市が委託業者から訪問調査により得た情報の提供を受けること。また、必要に応じて生活支援に係る機関に情報の提供を行うこと。
- 5 交付決定等に必要範囲で、申請者の属する世帯の構成員の住民税の状況及び世帯構成、生活保護の受給状況等を公簿等で確認すること。